平成２２年（フ）第５９０号
静岡県浜松市浜北区小松261番地　シニアステージツカダ103号
債務者　柿本　一征
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１２７号
静岡県磐田市竜洋中島1067番地
債務者　鷹野美枝子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１３１号
静岡県浜松市中区高丘北１丁目26番３号　ＳＡＣＨＩⅡ―101、前住所静岡県浜松市中区上島３丁目13番１―606号　藤和ハイタウン上島
債務者　吉村　　修
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第７１１号
茨城県東茨城郡茨城町長岡3995番地の１
破産者　トウコウテック有限会社
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３１４０号
福岡市早良区西新４丁目９番３―３号
破産者　有限会社川上商店
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１０４２号
東京都江戸川区松江３丁目２番９号
破産者　株式会社ロッキーエンジニアリング
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４１１２号
山梨県南アルプス市百々2925番地
破産者　白根ファッション産業有限会社
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５７３号
東京都八王子市西寺方町732―３―201
破産者　駒崎　信子
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５２８５号
神奈川県横須賀市池田町１丁目１―４―103
破産者　北尾　和人
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６６６号
東京都渋谷区鶯谷町５番１号
破産者　株式会社シブヤインベスト
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２６７号
東京都港区港南３丁目３―17―508
破産者　アンドリュース　スチュアート　アーガイル
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６８１１号
東京都墨田区東向島３丁目16番18号
破産者　鈴プラ産業株式会社
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６８１２号
東京都墨田区東向島３丁目14―10
破産者　鈴木　国之
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７２９９号
千葉県八街市八街ろ95―238
破産者　志村　義夫
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７４１５号
東京都世田谷区玉川台１丁目５―15―102
破産者　石原　　勲
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７７６２号
埼玉県戸田市川岸３―５―14　エマーユ戸田公園２―308、開始決定時の住所埼玉県和光市新倉３丁目１―40―108
破産者　谷口　和幸
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８１１７号
東京都葛飾区西水元５丁目６―17―407
破産者　高橋　成一
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８６１８号
東京都品川区東品川３丁目16番３号
破産者　サニーデリカフーズ株式会社
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８９５０号
埼玉県さいたま市南区鹿手袋２丁目６―５
破産者　笹原　良介
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９２１３号
東京都昭島市美堀町２丁目14―１―306
破産者　佐藤　順子
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部